

# 1 総括

## (1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考) 17年度人件費率
平成 18年度	32,822人	9,439,536千円	570,080千円	2,775,046千円	29.4%	28.5%

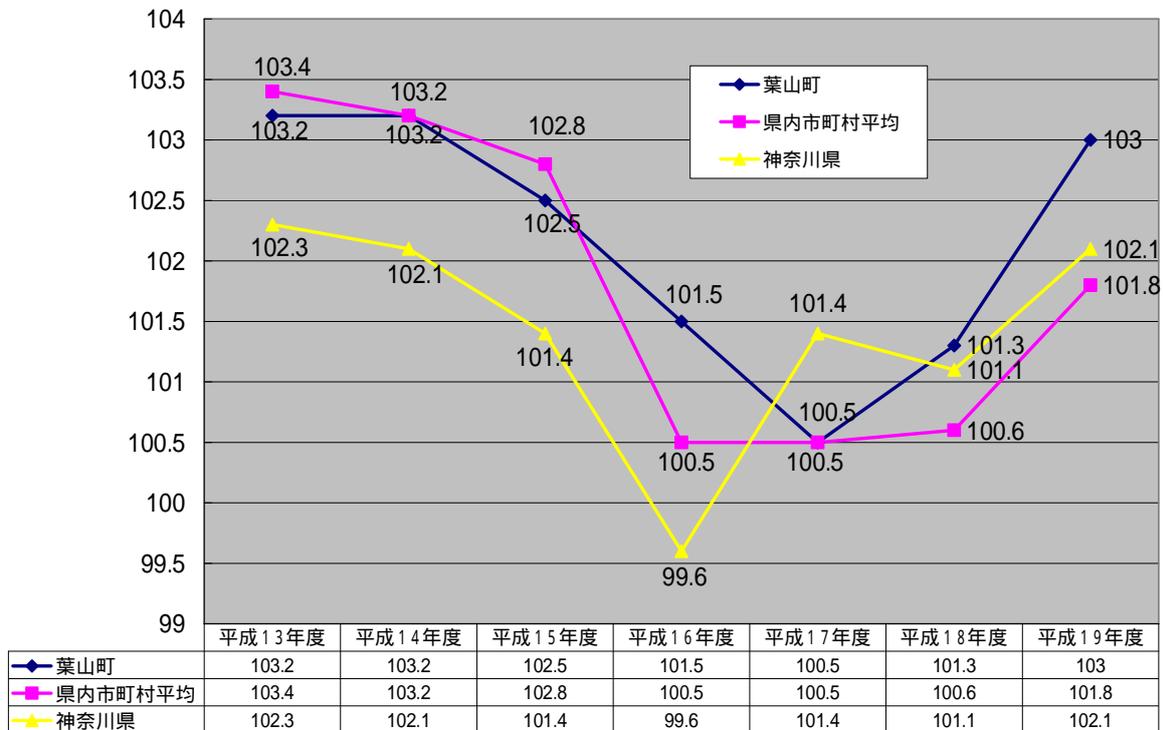
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。人口はH19.3.31現在

## (2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人あたりの 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 19年度	262人 (6人)	1,119,312千円 (12,163千円)	420,936千円 (1,131千円)	530,035千円 (3,824千円)	2,070,283千円 (17,118千円)	7,901千円 (2,853千円)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は当初予算に計上された額です。  
 3 ( )内は、再任用短時間勤務職員で262人には、含みません。

## (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
葉山町	361,400円	43歳11月	312,800円	44歳5月
類似団体	336,283円	43歳4月	286,981円	48歳0月

### (2) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日)

区分	葉山町			国		
	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	大学卒	高校卒
一般行政職	183,800円	170,200円	148,000円	179,200円	170,200円	138,400円

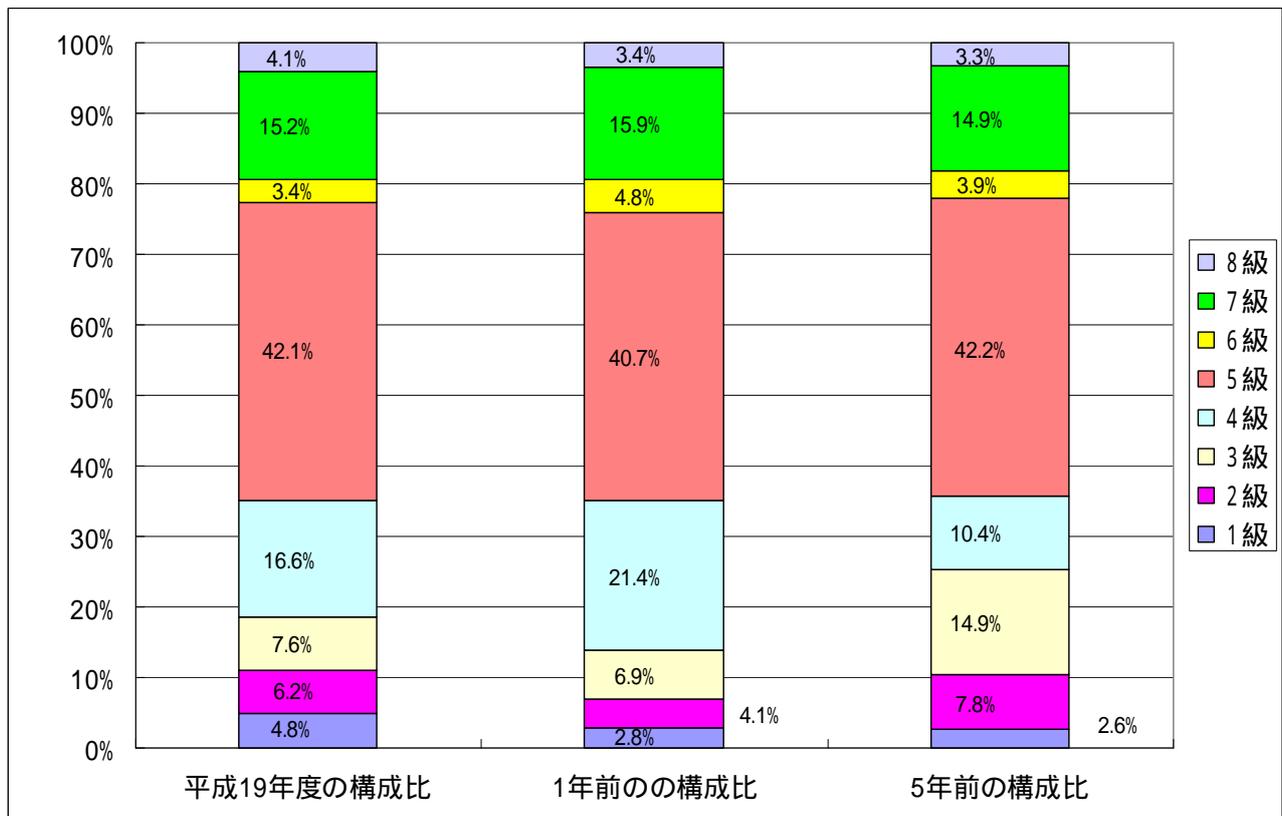
### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	302,000円	351,600円	388,700円
	短大卒	289,600円	319,900円	
	高校卒	276,700円	305,400円	368,700円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐 係長	課長代理	課長	部長	
職員数	7人	9人	11人	24人 (4人)	61人	5人	22人	6人	145人 (4人)
構成比	4.8%	6.2%	7.6%	16.6% (100%)	42.1%	3.4%	15.2%	4.1%	100% (100%)
前年構成比	2.8%	4.1%	6.9% (25%)	21.4% (75%)	40.7%	4.8%	15.9%	3.4%	100%

( )内は再任用短時間勤務職員で上段の数は含みません。



#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

葉山町			国		
区分	期末手当	勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月	0.725月	6月期	1.4月	0.725月
12月期	1.6月	0.775月	12月期	1.6月	0.775月
計	3.0月	1.5月	計	3.0月	1.5月
職制上の段階、職務の級による加算措置があります			職制上の段階、職務の級による加算措置があります		

##### (2) 退職手当

葉山町			国		
区分	自己都合	定年	区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人あたり 平均支給額	19,525千円 (前年度に退職した全職種の職員平均額)	24,298千円			

退職手当の支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

(3) その他の手当

手当の種類	内 容		
地域手当 (平成 19 年度予算)	支給対象地域	全地域	
	支給率	10%	
	支給対象職員数	282人	
	一人あたりの平均支給年額	445千円	
扶養手当 (月額)	配偶者	14,100円	
	配偶者以外の扶養親族二人まで(一人につき)	7,500円	
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人	11,600円	
	その他の扶養親族(一人につき)	7,000円	
	扶養親族のうち16~22歳までの子(一人につき)	5,000円	
住居手当(月額)	支給限度額	29,300円	
通勤手当	公共の交通機関利用者	実費相当	
	交通用具(車・バイク等)利用者	通勤距離に応じて支給	
時間外勤務手当	職員一人あたりの平均予算年額	278千円	
特殊勤務手当	職員に占める手当支給職員の割合	41.5%	
	支給対象職員一人あたりの平均支給年額	42千円	
	手当の種類	14種	
	手当の名称	町税事務従事職員手当	
		徴収事務従事職員手当	
		防疫作業従事職員手当	
		行旅死亡人及び変死人の処置作業従事職員手当	
		死畜処理作業従事職員手当	
		用地交渉等従事職員手当	
		資格、免許、教育等を必要とする業務従事職員手当	
		運転業務従事職員手当	
		特殊車両運転従事職員手当	
		船舶運行業務従事職員手当	
		災害現場作業従事職員手当	
消防作業従事職員手当			
救急業務従事職員手当			
変則勤務職員手当			

## 5 特別職の報酬等の状況

(平成19年4月1日現在)

区分		月額	期末手当	類似団体における最高/最低額
特別職 給料	町長	915,000円	4.4月分	915,000円 / 340,000円
	副町長	740,000円		750,000円 / 277,000円
	教育長	699,000円		-
議員報酬	議長	499,000円	4.4月分	499,000円 / 227,000円
	副議長	430,000円		430,000円 / 182,000円
	議員	400,000円		400,000円 / 157,000円

## 6 職員数の状況

### (1) 職員の総数

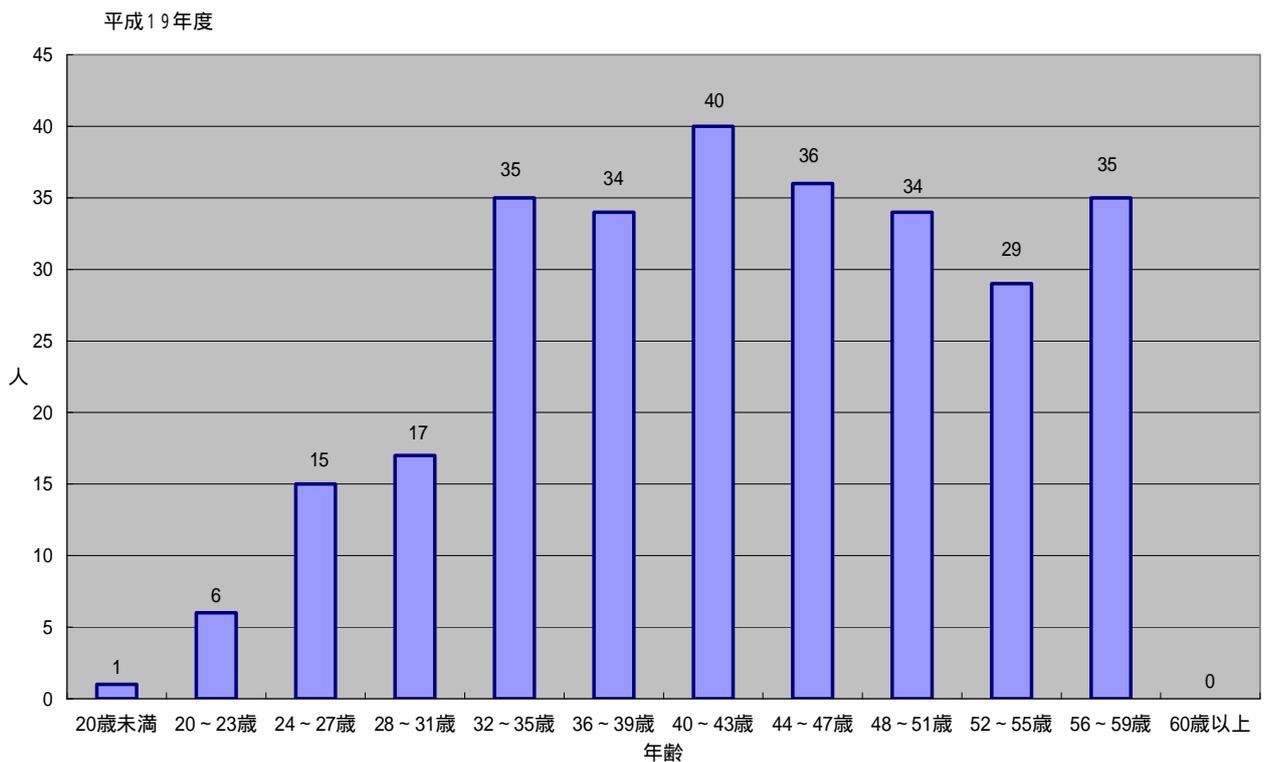
(各年4月1日現在)

	平成19年度	平成18年度
職員数	282人	281人
増減	1	5

### (2) 年齢別職員数の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数	1人	6人	15人	17人	35人	34人	40人	36人	34人	29人	35人	0人



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成10年4月1日	平成20年4月1日	総職員数を316人から283人に削減する

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

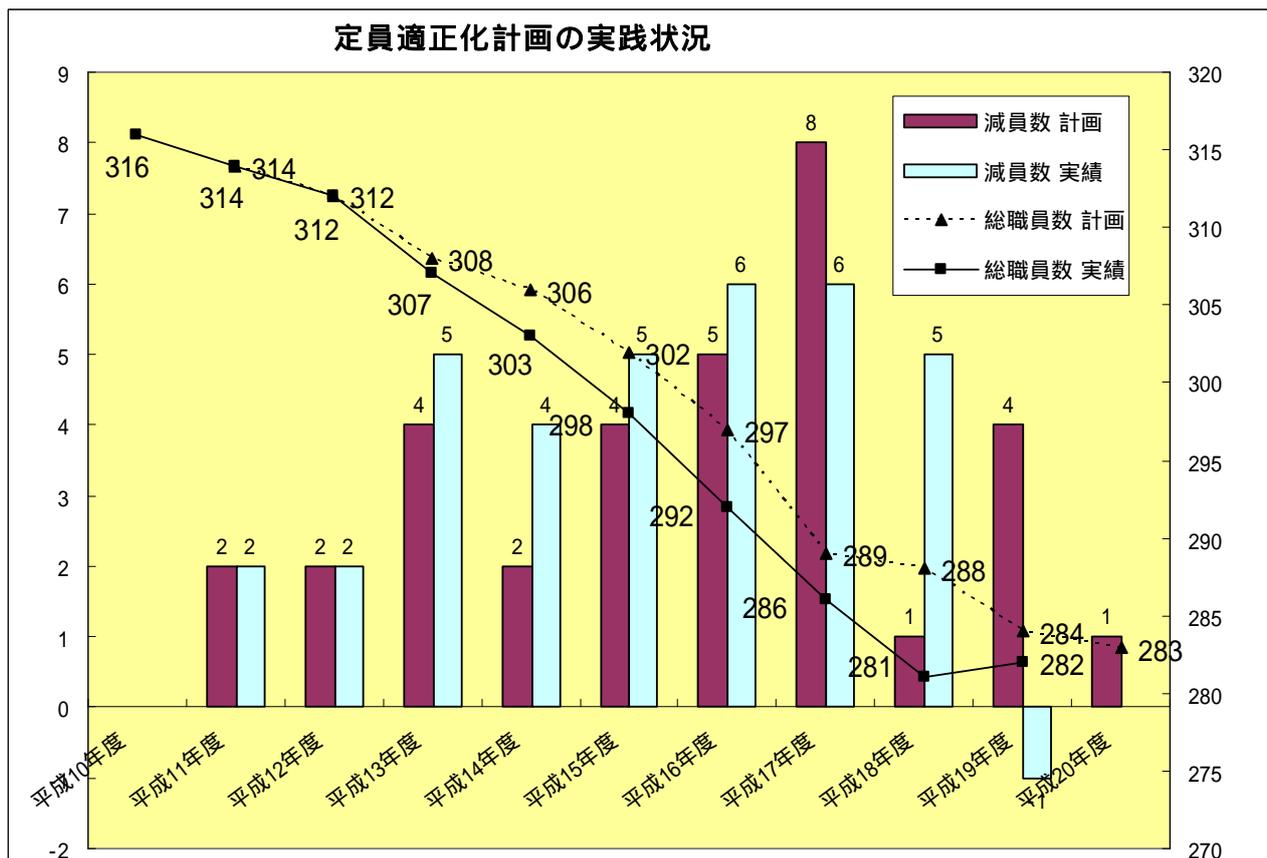
283人以下
--------

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
減員		2	7	10	9	7	8	14	11	13
増員		0	5	5	5	2	2	8	6	14
差引		-2	-2	-5	-4	-5	-6	-6	-5	1
職員数	316	314	312	307	303	298	292	286	281	282
計画		314	312	308	306	302	297	289	288	284

(注) 計画期間は、平成10年度から平成20年度までの10年間である。



## 7 職員の任免等の状況

### (1) 採用者の状況

職 種	平成18年度	平成17年度
一般行政職	7人	4人
消防職	1人	1人
保健師	1人	1人
保育士	3人	0人
合 計	12人	6人

### (2) 退職者の状況

職 種	平成18年度			平成17年度		
	定年	自己 都合	合 計	定年	自己 都合	合 計
一般行政職	6人	1人	7人	4人	5人	9人
消防職	1人	3人	4人	1人	0人	1人
技能労務職	2人	0人	2人	1人	0人	1人
合 計	9人	4人	13人	6人	5人	11人

### (3) 再任用の状況

職 種	平成18年度 採用者数	平成17年度 採用者数
一般行政職	4人	4人
技能労務職	5人	6人
合 計	9人	10人

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

### (4) 公益法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が町の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものについて、職員を派遣しています。

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会	1人 (派遣期間：平成16年度～)
-------------------	-------------------

### (5) 後期高齢者医療広域連合への派遣の状況

後期高齢者医療制度の確立にあたり、広域連合への職員を派遣しています。

神奈川県後期高齢者医療広域連合	1人 (派遣期間：平成19年2月～)
-----------------	--------------------

## (6) 障害者の任用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体及び企業は、一定割合以上の障害者雇用に努めることとしています。

	平成19年度	平成18年度
障害者雇用率	2.05%	2.11%
法定雇用率	2.1%以上	

## 8 勤務時間その他の勤務条件

### (1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間です。

### (2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年度4月1日から3月31日)

平成18年度の平均取得日数	平成17年度の平均取得日数
9.0日	8.9日

一般行政職、技能労務職、消防職を併せて集計しています。

### (3) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

(平成18年度)

	取得者数	
	公務によるもの	公務以外のもの
療養休暇	0人	14人

### (4) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

	取得者数	
	平成18年度	平成17年度
育児休業	4人	5人

## 9 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

### (1) 分限処分

(平成18年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合			2人	
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				
合 計			2人	

### (2) 懲戒処分者 平成18年度 該当なし

## 10 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数	
	平成18年度	平成17年度
大学での講義	2件	
高等学校部活動での指導	1件	
国勢調査員		24件
合 計	3件	24件

## 11 職員研修の状況

### (1) 庁内研修

葉山町が独自で実施する研修です。(平成18年度)

研修名	受講者数
新採用研修	12人
接遇能力向上研修	24人
メンタルヘルス研修	88人

### (2) 派遣研修

市町村研修センターをはじめとする外部研修機関へ職員を派遣し、さまざまな分野に分けた専門的な科目を受講する研修です。(平成18年度)

派遣先	派遣人数	備 考
県市町村研修センター	39人	マネジメント研修、税務担当職員研修等 計20科目
市町村アカデミー	2人	介護保険事務、人件費改革 計2科目
国際文化研修所	2人	障害者自立支援法、行政評価システム 計2科目
国際姉妹都市派遣	1人	ホールドファストベイ市との交流
その他研修機関	22人	保育園実習、工事検査、二市一町合同等 計12科目

### (3) 課題研究調査事業

先進的な取り組みに対し、政策形成並びに事務事業の改善改革及び推進について調査研究を行う事業です。(平成18年度)

研修テーマ	人数
古墳等の史跡の整備活用	2人
まちづくりに対する取り組み	2人
ゴミ再資源化	3人
税・料の収納	2人

### (4) 県との職員交流(派遣)

地方分権の進展により役割が増大する市町村における人材育成の取組みとして、神奈川県と県下市町村との間で職員の派遣交流を実施しています。

派遣先	派遣者数	
	平成18年度	平成17年度
神奈川県	2人	3人

## 12 公平委員会の業務の状況(苦情処理、措置要求、不服申立)

### (1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

### (2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。

平成18年度 該当なし

### (3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成18年度 該当なし

## 13 職員の福利・厚生状況

### (1) 共済組合

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合等に加入しています。共済組合では主に次の3つの事業を行っており、これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

事業名	事業の概要	
短期給付事業	組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。	
長期給付事業	共済年金	退職共済年金・障害共済年金・障害一時金・遺族共済年金
	基礎年金	老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金
福祉事業	保健事業・貯金事業・貸付事業・物資事業・財形住宅貸付事業	

**(2) 公務災害補償の概要と実施状況**

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定補償がなされます。

		平成 18 年度	
		傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	0	0
	補償件数	0	0
公務上の災害	新規認定件数	2	0
	補償件数	2	0

**(3) 職員の健康診断等の概要**

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年 1 回実施しており、職員の健康に配慮しています。

#### (4) 安全衛生委員会の概要

職員の安全と衛生に関する事項について調査・審議する機関として、産業医を含む 18 名で組織され、毎月 1 回実施しています。また、メンタルヘルス講演会を実施するなど、職場の安全衛生と職員の健康に対する意識高揚に努めています。

#### (5) その他

地方公共団体は、法律に基づき、職員の保健、元気回復等の厚生制度を企画し実施することとされています。このいわゆる福利厚生事業は、主に職員の互助共済・福利厚生を増進するために設置された職員で組織する「職員厚生会」が行っており、職員の会費と、町からの委託、補助により運営しています。会員数は平成 19 年 4 月 1 日現在、341 名（非常勤職員等を含む）です。

職員厚生会の主な事業としては、人間ドック等助成事業、文化事業、家族交流事業、クラブ活動助成事業などを実施しています。